七八〇一・九一	含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの			A
七八〇一・九九	その他のもの			A
七八〇二・〇〇	鉛のくず			A
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク			A
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品			A
第七九類	亜鉛及びその製品			
七九・〇一	亜鉛の塊			
	亜鉛（合金を除く。）			
七九〇一・一一	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％以上のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率がキログラムにつき四円三〇銭より高いときは、当該従量税率）に相当する従量	B10	
七九〇一・一二	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの			
	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九％未満のもの			
	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額（その率がキログラムにつき四円三〇銭より高いときは、当該従量税率）に相当する従量	B10	
七九〇一・二〇	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの		A	
	亜鉛合金			
	アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの	一キログラムにつき四円三〇銭	B10	
	その他のもの			
	亜鉛の含有量が全重量の九五％以上のもの	一キログラムにつき四円二〇銭	B10	
	その他のもの			
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず			A
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク			A
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線			A
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく			A
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品			A
第八〇類	すず及びその製品			
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品			
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品			
第八三類	各種の卑金属製品			
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品			
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）			
八五・〇一	発電機（原動機とセットにしたものに限る。）及びロータリーコンバーター			A
八五〇三・〇〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品			A
八五・〇四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター			A
八五・〇五	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド			A
八五・〇六	一次電池			A
八五・〇七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）			A
八五・〇八	真空式掃除機			A
八五・〇九	家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第八五・〇八項の真空式掃除機を除く。）			A
八五・一〇	かみそり、バリカン及び脱毛器（電動装置を自蔵するものに限る。）			A
八五・一一	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、イグニションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機（例えば、直流発電機及び交流発電機）及び開閉器）			A
八五・一二	電気式の照明用又は信号用の機器（第八五・三九項の物品を除く。）、ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置（自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。）			A
八五・一三	携帯用電気ランプ（内蔵したエネルギー源（例えば、電池及び磁石発電機）により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二項の照明用機器を除く。）			A
八五・一四	工業用又は理化学用の電気炉（電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む。）及び工業用又は理化学用のその他の機器（電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限る。）			A
八五・一五	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができるかできないかを問わない。）及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器			A
八五・一六	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壌加熱器（電熱式の調髪用機器（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて）及び手用ドライヤー（電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く。）			A
八五・一七	電話機（携帯回線網用の他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線（回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN）用の通信機器を含む。）及びその他の機器（第八五・二七項及び第八五・二八項の送受信機器を除く。）			A
八五・一八	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			A
八五・一九	音声の記録用又は再生用の機器			A
八五・二〇	ビデオの記録用又は再生用の機器（ビデオチューナーを自蔵するかしないかを問わない。）			A
八五・二一	部分品及び附属品（第八五・一九項又は第八五・二一項の機器に専ら又は主として使用するものに限る。）			A
八五・二二	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）			A
八五・二三	ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー			A
八五・二五	レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器			A
八五・二六	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。）			A
八五・二七	モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）			A
八五・二八				